

2020(令和2)年度法友会 宣言・決議

弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所の破産手続開始決定をうけて 不祥事撲滅・被害防止を実現するための決議

2020年（令和2年）7月20日

東京弁護士会 法友会

幹事長 松田 純一

東京弁護士会 法友全期会

代表幹事 織田 英生

宣言の趣旨

2020年6月24日、第一東京弁護士会に登録していた弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所（以下「本件法人」という。）に対し、第一東京弁護士会が破産申立てを行い、同日付けで東京地方裁判所により破産手続開始決定がなされた旨の報道があり、第一東京弁護士会も同事実を認めた上で、顧客等に向けた臨時電話相談窓口を開設した。報道等によれば、本件法人の破産原因は、本件法人の広告や経理、さらには事務所スタッフの派遣までも一手に引き受けた、アウトソーシング業者に対する多額の業務委託料の支払いに、回収した過払い金等の依頼者からの預り金を流用したことにあるという（以下「本件流用事件」という。）。

本件流用事件における事実関係の確定は、今後の法的手続においてなされるものであり、現時点で確定しているものではない。しかしながら、報道等にあるような弁護士が依頼者の預り金を流用する行為は、業務上横領という重大な犯罪行為であるのは当然のこととして、弁護士職務基本規程38条及び預り金等の取扱いに関する規程2条にも明確に違反し、弁護士という資格を信頼し自己の権利の実現を囑託した市民の信頼を裏切る行為であって、絶対に許されるものではない。

私たちは、本件流用事件を他山の石として、自らの職務環境を見直し、自らが依頼者に損害を与えることのないよう、改めて正しく自らを律すること、そして、預り金の流用等の不祥事が繰り返されないよう不断の努力を継続することをここに宣言する。

また、同時に、日本弁護士連合会及び東京弁護士会に対し、弁護士に対する社会の信頼を失墜させ、弁護

士自治を破壊しかねない不祥事の発生を撲滅するためのさらなる取組みを行うよう求める。

決議の理由

1 法友会と法友全期会は、重大な犯罪及び弁護士倫理違反にも該当しうる本件流用事件が報道されたことに驚き、本件法人がこのような行為を行うに至った背景事情にも重大な関心を持っている。特に、報道によれば本件では本件法人の代表者弁護士が代表に就任した時点で、すでに4億円近くの預り金が消失していたとのことであり、今後破産手続等を通じて、すでに預り金の欠損が生じている状態の本件法人を引き継がざるを得なかった経緯・理由も明らかになることを望むとともに、各弁護士会においても、同種事案の不祥事再発防止に向け、法曹人口の増加・就職難による影響、若手弁護士の事務所経営に対する各種情報提供の要否という視点からの検証を含め、迅速かつ真摯な取組みが必要であると思料する。

2 なかでも、2000年に弁護士等の業務広告が解禁されて以降、多くの弁護士等が業務広告を行うようになり、現状、広告による集客が過熱している状況にあるともいえる。業務広告の解禁は、潜在的な市民の法的ニーズの掘り起こしや弁護士選別の機会を市民に提供する等様々なメリットをもたらしたが、他方、弁護士業務に参入規制がある一方で、広告や顧客獲得に慣れた弁護士も存在することに乗じて、不当に利益を得ようとする勢力が生ずることも危惧されている。報道等によれば、本件流用事件の背景にも、業務広告に名を借りた新たな非弁提携ないし非弁護士による法律事務所の実質的経営支配があったとされているところで

あり、不祥事対策の観点からの業務広告の在り方や業務広告指針の再検討が必要であると思われる。

3 また、不祥事対策としては、非弁提携の撲滅、非弁弁護士による法律事務所の実質的経営支配を許さない仕組み作り等が必要である。

(1) 非弁提携等の撲滅

もとより、非弁提携は、社会の弁護士に対する信用を根底から毀損し、市民に弁護士へのアクセスを躊躇させる重大な犯罪行為である。また、非弁弁護士による法律事務所の実質的経営支配も非弁提携と同様の問題を孕んでいる。

非弁提携や非弁弁護士による法律事務所の実質的経営支配（以下、「非弁提携等」という。）は、弁護士が提携等をよしとしなければ成立しない。すなわち、非弁提携等を撲滅するために必要なことは、まず弁護士である私たち自身が、非弁提携業者や法律事務所を実質的に支配しようとする者（以下「非弁業者等」という。）と「付き合わない」、「付き合いを断つ」ことである。現時点で非弁業者等と思しき者との付き合いがあるのであれば、即座に関係を断つべきであるし、今後もそのような非弁業者等を常に警戒し、自らが非弁提携等の温床とならないよう不断の努力を続けるべきである。

(2) 情報共有と注意喚起

弁護士業務に参入規制がある以上、この市場を魅力的と感じ、不当な方法で市場参入を試みる非弁業者等は今後も後をたたないだろう。そして、これら非弁業者等は手を変え、品を変え、様々な手法で弁護士に忍び寄ってくる。私たちは、本件流用事件を他山の石とすべく、広告、コンサルティング、事務所サブリース契約等々のアウトソーシングサービスにおいて、それら業者を装った非弁業者等が存在しうることを再認識し、今後、契約相手となるアウトソーシング業者が非弁業者等ではないか、適切に吟味のうえ利用しなければならぬ。

そして、新しい非弁業者等へ速やかに対応するためにも、弁護士会や個々の弁護士は、相互に新しい非弁提携等の情報を速やかに共有し、注意喚起をするよう努めるべきである。

(3) 非弁提携等の防止・早期脱却の仕組み作り

弁護士会は、非弁業者等から、弁護士が身を守り、かつ万が一非弁業者等との関わりが発覚した場合には、

当該非弁業者等と早急に関係を断絶できるよう、必要な環境作りを行うべきである。

非弁業者等は、様々な言を弄し弁護士に近づき、弁護士の経済的困窮や不安に乗じて、新型非弁など新たな手法での取引を提案するなど、その勧誘手法も巧妙化しているため、当該取引が非弁提携等に該当するのか、当該取引の相手が非弁業者等に該当するのか、適切な判断をすることが困難な場合がある。他方、一度非弁業者等に関わり、あるいは自己が関わっている事業者が非弁業者等であるかもしれないと感じたとしても、その時点で既に経済的に依存してしまっている関係にある場合や自らへの処分等を恐れる場合など、当事者である弁護士が、その不安を打ち明け、相談できる窓口を探すのは難しい状況である。

そこで、非弁業者等との関わりを防ぎ、非弁業者等の撲滅を実現するためには、弁護士が非弁業者等を「見分ける機能」と、非弁業者等と関わってしまった弁護士を非弁業者等から「救う機能」を、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行う立場にある弁護士会が制度的に担うべきである。

「見分ける機能」の例としては、弁護士会による一定の監査を受けることを条件としたアウトソーシング業者の認定システムや、アウトソーシング業者と取引を開始する前の相談窓口が考えられるし、「救う機能」の例としては、上記認定システムを活用した弁護士会へのアウトソーシング業者への調査・照会権限の付与や秘密保持を徹底した非弁提携等に関する専門的な弁護士向けの相談サービスが考えられる。

もちろん、弁護士が弁護士会に自ら非弁提携等と疑う業者との付き合いを相談するということは、非弁提携行為それ自体懲戒の対象となる行為であるから、現実的には容易ではないとの批判もあろう。そうであれば、会派をはじめとする任意団体がその相談窓口の機能を担うことも十分考慮に値する。

なお、法友全期会も若手会員の相互研鑽・互助団体であることを踏まえ、弁護士によるアウトソーシングサービスの利用に関する相談窓口を設置する予定である。同種の取組みが他会派や他会にも広がることを期待する。

以上

裁判所に対し、感染症の「拡大防止対策」と市民の「裁判を受ける権利」を両立させる施策を、弁護士会等諸機関と協議して作成することを求める意見書

2020年（令和2年）9月2日

東京弁護士会 法友会

幹事長 松田 純一

第1 意見の趣旨

1 最高裁判所及び各高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所は、今後また新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大により社会的に緊急事態となる場合に備え、各裁判手続における「感染症の拡大防止対策」のための措置や運用と、市民の「裁判を受ける権利」が必要以上に制限されることのないよう配慮した手続の運用が、両立して施行できる対応施策を、弁護士会等の関係諸機関とも協議しながら作成すべきである。

2 当会は、日弁連及び東弁に対し、最高裁及び東京高裁・東京地裁・東京家裁・東京簡裁に働きかけて上記施策のための協議を行い、各裁判所との間で必要な施策の合意をすることを強く要望する。

第2 意見の理由

1 これまでの経緯

日本政府は、2020（令和2）年4月7日、急激に感染者が増大し死者数も増え始めた新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都を含む7つの都府県を対象に緊急事態宣言を発令し、その後同年4月16日には緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に拡大した。また、各地域の自治体においても具体的な対応策が取られ、東京都においては不要不急の外出や営業の自粛を強く求める要請がなされるに至った。

このような状況の中、司法の現場である裁判所や弁護士会においても緊急の対策が取られるに至ったが、

未知のウイルスによる感染拡大の恐怖と混乱の中で、市民への司法サービスや市民の裁判を受ける権利に対する配慮が不十分であったことは否めない。

東京弁護士会においては、緊急事態宣言が解除されるまでの間、受付、相談の際に、相談者、相談担当弁護士、職員の相互の接触を伴わない相談体制の速やかな構築が難しかった法律相談センターを休止して、それが可能な個人向けの弁護士紹介センターによる弁護士紹介と中小企業向けの中小企業法律支援センターを中心とした電話相談体制に移行せざるを得なかった。また、自治体等派遣相談については、非接触型の対応を条件としてほぼ継続実施することができたが、会館内で実施している各種電話相談については、電話室内の3密問題の段階的解消が実現するまでの間実施範囲を限定せざるを得なかった。さらに、外部との接触による感染リスクを避けるためとはいえ、6月14日までの間、窓口業務は郵送対応に限られ、弁護士会館に対する市民の出入りは制限された。

一方、各地の裁判所においては、それぞれ各事件の期日指定の取り消し等がなされるようになり、特に東京地方裁判所・同簡易裁判所・同家庭裁判所においては、4月8日以降5月31日まで、民事事件・行政事件・家事事件においては一部の緊急性のある事件（民事保全事件、ドメスティックバイオレンス事件、人身保護事件・緊急性のある民事執行事件や倒産事件、児童福祉法上の一時保護事件、ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立事件、急を要する子の監護に関する事件）を除いて、全ての期日を取り消されるに至った。また刑事事件においても、裁判員裁判事件の裁判員選任手続期日及び公判期日は変更され、それ以外の事件の一

部についても裁判期日が変更された。

2 感染症の「拡大防止対策」と市民の「裁判を受ける権利」の両立の必要性

弁護士会や裁判所のこの極端とも言える対応は、未知のウイルスによる感染拡大の恐怖もあり、何よりも勤務する職員や建物を利用する市民の生命と健康を保護することを最優先に考えた結果として、感染症の「拡大防止対策」やむを得ない面があったことは事実である。

しかしながら、法的問題を抱えた市民が、司法サービスを求めて弁護士会に助力を求めたり、最後の法的手段として調停手続や裁判で自らの権利を守ろうとすることは、喫緊の必要性に迫られての行動であって、決して不要不急などではなく切実なものである。にもかかわらず、弁護士会や裁判所が採った今回の極端とも言える対応策は、そのような市民の「司法サービスを受ける権利」や「裁判を受ける権利」の面からすれば、配慮が十分でなかったことは、否めない。

そして、弁護士会においても十分な検証と反省や見直しが必要なことは言うまでもないが、特に裁判所の各種法的手続は、市民の各種権利の実現、各種の紛争解決、刑罰法令の適正な実現のために、どんな時にも必要なものであり、それを約2か月の間ほとんど止めてしまった各裁判所の今回の「全事件の期日指定の取り消し」という方策が妥当なものであったかについては、厳格に検証がなされるべきである。

3 裁判所の業務継続計画及びその運用の改善の必要性

(1) 裁判所の業務継続計画（BCP）の基本的な考え方

元々、裁判所においては、今回のような感染症の感染拡大防止対策については、以前より基本政策が定められていた。

最高裁判所は、新型インフルエンザ等の感染症拡大の状況の際の裁判所の対策に関し、2016（平成28）年6月1日付で「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」（以下「BCP」という）を公表している。BCPは、「基本的な考え方」として、「裁判所は、新型インフルエンザ等発生時においても、国民の権利の実現、各種の紛争解決、刑罰法令の適正な実現その他の裁判所の機能を最低限維持することが求められる」とし（第1の1）、

また、BCPの適用範囲につき「すべての裁判所を対象」としつつ「本計画を踏まえた上で、各裁判所の実情や地域の事情を反映した業務継続計画を適宜策定するものとする」とし（第1の2）、さらに、「各裁判所において業務継続計画を策定する際には、関係機関と十分な調整を行うものとする」（第1の2）、「業務継続計画の実行に際しては関係機関との連携が不可欠であるから、関係機関との調整を十分に行う」（第6の1）としている。

(2) 今回のCOVID-19感染対策における各裁判所の対応

今回のCOVID-19の感染拡大対策においても、各裁判所は当然この最高裁のBCPに基づき対応をすべきであり、上記（1）のとおり業務継続計画の実行に際しては「関係機関との連携が不可欠」であるため、各裁判所は関係機関との調整を十分に行う必要がある。

しかしながら、例えば東京地方裁判所は、弁護士会に対し、国内感染期（BCP第3の4（3））等における業務の縮小等に関し、東京3弁護士会と意見交換等の連携を行っていない。具体的には、2020（令和2）年4月、東京地裁は東京3弁護士会に連絡なく、殆どの裁判期日を取り消した。そのため、同年5月22日に東京3弁護士会から東京地方裁判所に対し、審理の再開・促進を求める申入書を提出しており、同書面で協議の申入れもしたが、これに対する直接かつ明確な返答もない。

同様に、他の各裁判所においても、業務継続計画を策定中である場合、自ら策定したBCPの基本的な考え方に基づいて弁護士会等との意見交換等を行う必要があるが、実施されるに至っていない。

また、BCPでは海外発生期、国内発生期、国内感染期及び小康期の各発生段階における「一応の運用」が示されており（第3の4（1）～（4））、各裁判所は、COVID-19の対策として、これに照らした業務継続計画の発動・運用を行ってきたはずである。もっとも、BCPはあくまで「一つの目安」ととどまるものであり、業務継続計画の運用については「各裁判所の体制等の実情や地域の事情」を踏まえて「柔軟に行うことが必要」とされている（第3の4）。

にもかかわらず、実際には、全国の裁判所において一律に上記「一応の運用」が実施されてきたものといえ、各裁判所所在地の自治体の感染者数、当該自治体の人口の多寡等の事情を考慮した運用がなされたとはいえない。

そもそも市民の権利を実現するための機関であり、迅速かつ公正な裁判を行う裁判所の業務には「不急不要」なものは存在しないのであるから、例えば、全国一律的な接触「8割減」の裁判官・裁判所職員の出勤体制などは、そのためにほとんどの裁判事件が2か月もの間停止し、その後も長期間の裁判手続の停滞を招いていること等からすれば、感染拡大防止対策であったとしても、あまりに硬直な対応策でなかったか、その妥当性については強い疑問を呈さざるを得ない。

このように、最高裁のBCPに基づく業務継続のための工夫や努力が各裁判所で実行されてきたとはいえないことから、各裁判所は、速やかに、不可欠な関係機関との「連携」である弁護士会等との公式の意見交換等を行うとともに、各裁判所所在地の地域の事情等を踏まえた柔軟な業務の実行をする必要がある。

(3) BCP自体の改善が必要であること

BCPは、「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」において作成された「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成26年3月31日）」を踏まえて策定された。

しかし、新型インフルエンザと新型コロナとはウィルスの性質が異なることや、BCPは裁判の当事者や代理人・弁護士の権利利益の観点から十分に踏まえた内容とはいえないこと、「小康期」の意義等が抽象的にすぎるなど現実の運用に耐えられるものとはなっていない部分があることなどから、BCPの内容も改善する必要がある。

4 裁判を受ける権利等への十分な保障・配慮の必要性

上記3のとおり、自ら定めたBCPに基づかない運用がなされてきたこと、あるいは、BCP自体が改善を要する内容であることから、現実には殆どの裁判の期日が取り消され（変更され）、あるいは数ヶ月間、指定されないなどの事態が生じた。「直ちに」「公開の法廷で」実施されなければならないとされる勾留理由開示手続（憲法34条）も同様の事態が生じている。

基本的人権の実現を含む法的正義は、最終的には「裁判を受ける権利」によって担保される必要がある。そのため、裁判所は、市民の「裁判を受ける権利」（憲

法32条）を実現するだけの国家機関ではなく、すべての基本的人権の実現に必要不可欠な機関であり、裁判官、裁判所書記官・裁判所事務官もその一員といえる。また、裁判所は司法権を担当する唯一の国家機関であり（憲法76条1項）、代替性が一切ないものである。ゆえに、法的問題の多発するコロナ禍においても、司法（憲法76条1項）は、一般市民から遠ざかってはならず、他の国家公務員と同様に、むしろ裁判所の利用を希望する市民らの期待に応え続ける必要がある。

裁判所の機能停止ないし低下は、原則として禁止されている自力救済や非弁、低質な紛争解決サービスを助長する結果を招き、ひいては、市民の基本的人権の尊重という憲法の原理が没却されることとなる。

このような司法の重要性に照らすと、最高裁判所及び各裁判所は、今回のような緊急事態宣言化における期日指定、期日の進行等に関して、国民の裁判を受ける権利その他の基本的人権を十分に保障するために、必要な法改正、執務態勢の整備、運用改善を速やかに実施する必要がある。

具体的には、裁判手続のIT化を進め、緊急時などに裁判所外での手続の進行を可能とするなどの法改正を速やかに行うとともに、緊急時の対応を可能とする職員の生命・身体の安全にも配慮した人員の配備・体制整備を行い、さらには法曹三者において緊急時に迅速な司法手続の遂行を可能とするために緊密な連携を図るべきである。

5 結語

以上より、全国の裁判所は、裁判手続の不当な遅延等を防ぎ、COVID-19の第二波、第三波等に備えるためにも、速やかに、市民の裁判を受ける権利を十分に保護・尊重する措置をとるための前記各対策を講じるべきである。

そして、そのためには、弁護士会等の関係諸機関とも十分協議をすることが必要であり、日弁連や東弁より裁判所に対し、そのための働きかけをしていくことが必要である。

以上